

(別紙1)

国立公園の公園計画作成要領

目次

- 第1 公園計画の目的
- 第2 公園計画の構成
- 第3 公園計画の作成に当たっての留意事項
- 第4 計画事項及び関連事項
 - I 基本方針
 - II 規制計画
 - 1 保護規制計画等
 - (1) 特別地域
 - ア 選定要件
 - イ 特別地域の区分
 - (ア) 特別保護地区
 - (イ) 特別地域の地種区分
 - (2) 海域公園地区
 - ア 選定要件
 - (3) 利用調整地区
 - (4) 保護規制計画関連事項
 - ア 特別地域関係
 - (ア) 木竹損傷規制区域
 - (イ) 汚水又は廃水の排出規制区域
 - (ウ) 採取等規制植物
 - (エ) 植栽等規制植物及び区域
 - (オ) 捕獲等規制動物
 - (カ) 放出規制動物及び区域
 - (キ) 立入り規制区域及び期間
 - (ク) 乗入れ規制区域及び期間
 - イ 海域公園地区関係
 - (ア) 捕獲等規制動植物及び区域
 - (イ) 動力船使用規制区域及び期間
 - ウ 普通地域
 - 2 利用規制計画
 - III 事業計画
 - 1 施設計画
 - (1) 保護施設計画
 - (2) 利用施設計画
 - ア 集団施設地区
 - (ア) 選定要件

(イ) 区 域

(ウ) 整備方針

イ 利用施設

2 生態系維持回復計画

別図 公園計画体系図

別表 自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項

第1 公園計画の目的

公園計画は、国立公園（以下「公園」という。）の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とすることを目的とする。

第2 公園計画の構成

公園計画は、規制計画（保護のための規制に関する計画（以下「保護規制計画」という。）及び利用のための規制に関する計画（以下「利用規制計画」という。））及び事業計画（施設に関する計画（以下「施設計画」という。）及び生態系の維持又は回復のための生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復計画」という。））によって構成され、公園計画書及び公園計画図をもって明らかにするものとする。なお、公園計画の体系は別図によるものとする。

第3 公園計画の作成に当たっての留意事項

公園計画の作成に当たっては、公園の保護と適正な利用との整合性に留意し、その立案は自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（通称モニタリングサイト1000）、各種学術調査等の最新の資料を十分参酌するとともに、地域の文化・社会的背景、公園利用の実態など各種情報を考慮するものとする。その際、必要に応じ、「国立公園及び国定公園の調査要領」（平成25年5月17日環自国発第1305172号環境省自然環境局長通知）を参考とした景観、利用状況等の調査を実施するものとする。

第4 計画事項及び関連事項

I 基本方針

公園計画においては、公園の景観型式及び公園の利用の現況並びにそれらの特性を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、その特性に対応した適正な利用が行われるよう、中長期的な視点に立ち、特別地域（特別保護地区並びに第1種、第2種及び第3種特別地域）、海域公園地区、利用調整地区等の指定方針並びに利用のための規制方針を明らかにすると同時に、保護及び利用のための施設の整備方針及び生態系の維持又は回復のための事業の実施方針を明らかにする。

また、自然公園法（以下「法」という。）第20条第3項第3号の規定により木竹の損傷を規制する区域（以下「木竹損傷規制区域」という。）、法第20条第3項第6号及び法第21条第3項第1号の規定により汚水又は廃水の排出を規制する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域（以下「汚水又は廃水の排出規制区域」という。）、法第20条第3項第11号の規定により採取又は損傷を規制する植物（以下「採取等規制植物」という。）、法第20条第3項第12号の規定により指定された植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくことを規制する区域（以下「植栽等規制植物及び区域」という。）、法第20条第3項第14号の規定により捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物（以下「捕獲等規制動物」という。）、法第20条第3項第13号により指定された動物を放つことを規制する区域（以下「放出規制動物及び区域」という。）、法第20条第3項第16号及び法第21条第3項第1号の規定により指定する期間内に立入りを規制する区域（以下「立入り規制区域及び期間」という。）、法第20条第3項第17号の規定により車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域（以下「乗入れ規制区域及び期間」という。）、法第22条第3項第2号の規定により指定された動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する区域（以下「捕獲等規制動植物及び区域」という。）、法第22条第3項第7号の規定により指定する期間内に動力船の使用を規制する区域（以下「動力船使用規制区域及び期間」という。）並びに法第33条の規定による普通地域は、保護規制計画に

密接に関連するものであるので、本要領において指定等の方針を明らかにするものとし、公園計画書及び公園計画図に明示するものとする。

さらに、公園毎に、当該公園の自然的、立地的特性等を考慮し、代表的な自然の風景地の管理方針、公園利用者へ提供する公園サービス、施設のデザイン指導等における基本的方向を明確にするよう努めるものとする。

II 規制計画

1 保護規制計画等

保護規制計画は、一定の公用制限のもとで風致景観の維持及び適正な利用の推進を図るため、その特性に応じ公園の区域を区分するものとする。

(1) 特別地域

ア 選定要件

特別地域は、優れた風致景観を有する陸域（最高高潮時における汀線より陸側又は最低低潮時における汀線と最高高潮時における汀線との間のうち陸域としている地域）であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

- (ア) 優れた自然の状態を維持する必要がある地域
- (イ) 利用上重要な土地及びその周辺地で、適正な環境を保全する必要がある地域
- (ウ) 社寺、史跡、霊場、伝説地、伝統的又は風土的建築様式を備えた集落地等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域
- (エ) 自然景観の育成が必要であり、かつ、復元の見込みのある地域
- (オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、特定の風致景観を維持する必要がある地域

イ 特別地域の区分

特別地域は、特別保護地区及びその他の特別地域に区分するものとする。これらの区分は、風致景観の特質に基づき行うものとし、その区分に当たっては、他の法益との調整を図る等適切な保護管理が行われるように留意するものとする。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区は、特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要がある地区であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

- a 特定の自然景観が原生的な状態を保持している地域
- b 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等、人為の影響を受けやすい地域
- c 植物の自生地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域
- d 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
- e 優れた天然林の地域
- f 樹令が特に高く、かつ学術的価値を有する人工林の地域

(イ) 特別地域の地種区分

特別地域の区域から特別保護地区を除いた部分は、非常に多岐にわたる要素を含み、風致の維持の必要性も異なるので、これを自然公園法施行規則第9条の2の規定に基づき第1種、第2種及び第3種に区分するものとする。

(2) 海域公園地区

ア 選定要件

海域公園地区は、優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る海域（最低低潮時における汀線より海側及び最低低潮位における汀線と最高高潮時における汀線との間のうち海域としている地域。）であって、次に掲げるもの及びそれと密接な関わりを有する隣接する海域のうちから選定するものとする。

- (ア) 海底の地形、地質、海水の清澄さ、特異な自然現象等により優れた海域の景観を呈している海域
- (イ) サンゴ類の生息地、藻場、干潟、岩礁域等、優れた自然の状態を維持する必要がある海域
- (ウ) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な海域（上記（イ）の海域を除く。）
- (エ) 石干見（魚垣）等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している海域
- (オ) 自然景観の育成が必要であり、かつ復元の見込みがある海域
- (カ) 地形、地貌、その他自然景観上特別地域と一体的に景観を維持する必要がある海域（例：特別保護地区又は第1種特別地域が海域に接している場合、その地先（汀線から1kmの範囲が想定されるが、周囲の地形、地貌その他の自然環境の状況に応じて、個別に検討するものとする。））
- (キ) 利用上重要な海域で適正な環境を保全する必要がある海域
- (ク) （ア）から（キ）までに掲げるもののほか、特定の風致景観を維持する必要がある海域

(3) 利用調整地区

利用調整地区の指定は、特別地域又は海域公園地区のうち、公園利用により自然環境への影響が生じている区域又は生じるおそれがある区域において、一定のルールとコントロールの下で適正な公園利用を行うことにより、自然環境への影響の低減を基本として、将来にわたって良好な自然環境を享受し、併せてより深い自然とのふれあいの体験が得られる場を確保するために行われるものである。

また、利用調整地区は、科学的知見に基づき、自然植生、造礁サンゴ群集等の荒廃、野生動物の採餌、繁殖等への影響等、自然環境への影響が認められる又はそのおそれがある区域において指定するものである。なお、指定に当たっては、その区域内の土地について、所有権、地上権又は賃借権（臨時施設その他一時使用のために設置されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、原則として土地所有者等の同意を取るべきものである。

環境大臣が定める利用を調整する期間については、例えば、積雪によって立入りによる風致又は景観への影響が少ない時期などがある場合に当該期間を除いて定めるものとする。

なお、次に掲げる区域については、利用調整地区の趣旨になじまないため、原則として当該地区に含まないよう配慮すること。

- ア 農地及び採草放牧地
- イ 利用者の数を制限しないことを前提に整備が行われている区域
- ウ 既設の都市公園及び特定地区公園の区域

エ 臨港地区及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に規定する港湾計画において土地利用を計画している区域

(4) 保護規制計画関連事項

ア 特別地域関係

(ア) 木竹損傷規制区域

木竹損傷規制区域の指定は、特定の地域に多くの利用者が訪れるようになった結果、木竹の損傷により優れた風致の維持に影響が及ぼされることを防ぐために行われるものであり、次に掲げる要件を備えているものうちから選定するものとする。

a 世界自然遺産地域等として登録され、その生態系の価値が世界的にも評価されている区域

b 木竹の損傷が現に問題となっている区域

(イ) 污水又は廃水の排出規制区域

特別地域（特別保護地区を含む。）内に存する湖沼又は湿原は、当該地域の風致景観の核心をなすものが多く、排出された污水又は廃水の流入による水質の悪化を極力抑える必要があり、次に掲げる要件を備えているものうちから選定するものとする。

a 排出された污水又は廃水の流入による水質の悪化が進んでいないこと。

b 湖沼又は湿原の水質を保全するため、当該湖沼又は湿原の周辺において、污水又は廃水の排出を規制する必要があるものであること。

(ウ) 採取等規制植物

採取等規制植物の指定は、特別地域（特別保護地区を除く。）内において、学術的価値のあるもの又は風致を構成する主要な植物が採取等されることによる優れた風致や自然環境への影響を防ぐために行われるものであり、観賞用、園芸用、葉草用等として採取され易く、規制を行わなければ絶滅するおそれのある植物を選定するものとする。

(エ) 植栽等規制植物及び区域

植栽等規制植物及び区域の指定は、特別地域（特別保護地区を除く。）内において、当該地域が本来の生育地ではない植物が植栽等されることによる優れた風致や自然環境への影響を防ぐために行われるものであり、本来の生育地ではない植物が植栽等されることにより、当該地域に本来生育する種との競合、駆逐、交雑、風致の変化等、風致の維持に影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある種及び区域について指定するものとする。

(オ) 捕獲等規制動物

捕獲等規制動物の指定は、特別地域（特別保護地区を除く。）内において、学術的価値のあるもの又は風致を構成する主要な動物が捕獲等されることによる優れた風致や自然環境への影響を防ぐために行われるものであり、捕獲等規制動物の選定は、「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領」（平成 18 年 4 月）によるものとする。

(カ) 放出規制動物及び区域

放出規制動物及び区域の指定は、特別地域（特別保護地区を除く。）内において、

当該地域が本来の生息地ではない動物が放出されることによる優れた風致や自然環境への影響を防ぐために行われるものであり、本来の生息地ではない動物が放出されることにより、当該地域に本来生息する種との競合、駆逐、交雑、風致の変化等、風致の維持に影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある種及び区域について指定するものとする。

(キ) 立入り規制区域及び期間

立入り規制区域の指定は、特別地域内において、人の立入りにより破壊されやすい脆弱な自然について、当該区域に立ち入る者によってその貴重な自然が壊されることを防ぐために行われるものであり、特別の事由がない限り、特別保護地区又は第1種特別地域に指定されている区域であって、次のいずれかに該当し、人の立入りによって回復困難な影響を受けるおそれがある区域について指定するものとする。

なお、指定（区域の拡張及び期間の延長を含む。）に当たっては、関係都道府県及び関係市町村の意見を聴き、同意を得るとともに、土地所有者等の財産権を尊重し、原則として土地所有者等の同意を取るべきものである。

- a 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な区域
- b 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な区域
- c 地形、地質が特異である区域又は特異な自然現象が生じている区域
- d 当該特別地域の風致景観を構成する自然環境が上記 a～c に準じて脆弱又は貴重である区域

ただし、次に掲げる区域については、立入り規制区域の趣旨になじまないため、指定の対象とはしないものとする。

- a 利用者の数を制限しないことを前提に整備が行われている区域
- b 現に農林業が実施されている区域

また、期間を設けて立入り規制区域を指定するのは、立入りによって影響を受ける自然環境要素が明らかに時期的に限られる場合のみとすること（例：残雪期における植生等保護のための立入り規制区域を設定する場合等）。

(ク) 乗入れ規制区域及び期間

乗入れ規制区域の指定は、特別地域（特別保護地区を除く。以下この項において同じ。）の風致景観を構成する植生、野生動植物の生息・生育環境等の悪化を防止する見地から行われるものであり、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

- a 現在車馬等を使用すること等が相当程度行われている区域で、そのために植生、野生動植物の生息・生育環境の破壊等自然環境への影響が生じているか、そのおそれが大きくなっている区域
- b 現在車馬等を使用すること等は行われていないが、それによる被害が将来生じることが十分に予想され、かつ、厳正な保護を図る必要がある区域であって、次のいずれかに該当する区域を含む区域
 - (a) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生復元の困難な区域
 - (b) 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な区域
 - (c) 地形、地質が特異である区域又は特異な自然現象が生じている区域

- (d) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の区域
- (e) 当該特別地域の風致景観を構成する自然環境が上記(a)～(d)に準じて脆弱又は貴重である区域

また、特別地域の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地は、法の規定により、乗入れ規制区域から除くこととなるが、この他次に掲げる区域については、乗入れ規制区域の趣旨になじまないものと考えられるので、当該地区に含まないよう配慮すること。

- a 自然を改変して造成された区域又は自然が改変されることが明らかな区域であって、その性格上車馬の使用等が頻繁に行われ、かつ境界が明らかにされている区域（例：ゴルフ場、リゾートクラブ施設その他車馬の使用等が行われるスポーツ・レジャーのための施設や用地。防衛省が権原を有する自衛隊の駐屯地、演習地、試験場等。）。
- b 営造物として設置・管理されている面的広がりを持つ施設であって、維持管理上必要な車馬の使用等による自然環境への影響が軽微であると認められる施設の区域（例：都市公園又は特定地区公園（社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に規定する公園をいう。以下同じ。）。

なお、スキー場については、当該スキー場敷地内の自然環境の現状及び車馬の使用等の実態からみて乗入れ規制地区に含める必要性の有無を個別に判断する。

期間を設けて乗入れ規制区域に設定するのは、車馬の使用等によって影響を受ける自然環境要素が明らかに時期的に限られる場合のみとすること（例：冬期間飛来する水鳥の保護のため乗入れ規制地区を指定する場合等）。

イ 海域公園地区関係

(ア) 捕獲等規制動植物及び区域

捕獲等規制動植物については、当該海域公園地区において学術的価値のあるもの又は海域景観を構成する主要な動植物を対象として指定するものとし、区域については、それらの生息地又は生育地、繁殖地等について指定するものとする。

なお、動植物及び区域の指定に当たっては、漁業の支障とならないよう地元漁業関係者の意見を徴するものとする。

(イ) 動力船使用規制区域及び期間

動力船使用規制区域の指定は、海域公園地区の海域景観を構成する動植物の生息・生育環境等の悪化を防止する必要がある海域で、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

- a 現在動力船が相当程度使用されている海域で、そのためにサンゴ、海鳥、海藻、海草等の野生動植物の生息・生育環境の破壊、野生動物の採餌、繁殖への影響等自然環境への影響が生じているか、そのおそれがある区域
 - b 現在動力船は使用されていない又は使用はわずかであるが、それによる被害が将来生じることが十分に予想され、かつ、当該海域の野生動植物の生息・生育環境等が特に脆弱又は貴重であり、厳正な保護を図ることが必要な区域
- ただし、次に掲げる区域については、動力船使用規制区域の趣旨になじまないた

め、指定の対象とはしないものとする。

- a マリーナ等のマリンレジャー施設が存在する区域
- b 港湾区域
- c 港湾間、離島航路における船舶が航行する区域
- d 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第8項に定める開発保全航路、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第2条第1項に定める航路等船舶の主要な航路となっている区域
- e 港湾法第37条第1項の規定する港湾隣接地域
- f 港湾法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域
- g 港則法（昭和23年法律第174号）第2条の港の区域

ウ 普通地域

普通地域は、公園区域のうち特別地域及び海域公園地区以外の区域をいい、例えば次のような地域がこれに該当する。

- (ア) 地形、地貌、その他自然景観上特別地域又は海域公園地区と一体をなす地域内の集落地、農耕地、森林、海域等であって、景観の維持を図る必要性は特別地域又は海域公園地区ほど高くはないが、風景の保護を図る必要がある地域
- (イ) 特別地域又は海域公園地区の保護又は利用上必要な地域
 - a 海域公園地区の周囲少なくとも1 km以内の海域
 - b 特別地域における主要な展望地からの眺望の対象となっている汀線から5 km以内の海域

2 利用規制計画

利用規制計画は、特に優れた自然の風景地における公園利用の増大に対処し、これの適正な利用と周辺の自然景観の保護を図るため、実情に応じマイカー規制などの公園利用に係る規制を行う必要がある場合に定めるものとする。

計画としては、対象地区の利用現況と当該地区の適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法等に関し、特別に調整し、制限し、又は禁止する必要がある事項について定めるものとする。

III 事業計画

1 施設計画

(1) 保護施設計画

保護施設計画は、当該公園の景観又は景観要素の保護及び利用上の安全を確保するため、自然公園法施行令第1条第10号から第12号までに掲げる施設（以下「保護施設」という。）について、必要な個々の施設の配置と整備方針を定めるものである。各施設の定義及び計画上の留意事項は、別表のとおりとする。

(2) 利用施設計画

利用施設計画は、公園における多様な利用形態のうち、当該公園にふさわしいものについて積極的にその増進を図ることを目的として、計画的に施設の整備を行うことにより、利用者を誘導するため、集団施設地区及び法施行令第1条第1号から第9号までに掲げる施設（以下「利用施設」という。）について、その配置と整備方針を定めるもの

である。

利用施設計画を定めるに当たっては、次の事項に留意するほか、各施設の定義及び計画上の留意事項は、別表のとおりとする。

また、利用施設計画は、当該公園内に現に存在し、又は将来設置が見込まれる利用施設すべてに関して網羅的に定めるものではなく、公園という優れた自然の風景地の中で、適正な利用を増進するため必要不可欠なものを定めるものとする。

さらに、利用施設計画は、適正な利用を増進するために必要な施設及びその適地を今後の実現の可能性の見通しのうえに立って定めるものとする。

ア 集団施設地区

(ア) 選定要件

集団施設地区は、区域を画し、整備方針に基づき、公園の利用及び管理のための施設を総合的に整備し、快適な公園利用の拠点とする地区であり、次の要件を備えるものについて選定するものとし、特定の地域に偏在しないよう留意するものとする。

- a 大規模な自然改変を伴わずに、ある程度多数の利用者を収容する施設整備が可能な地況であること。
- b 保健的条件が良好なこと。
- c 災害に対して安全なこと。
- d 土地所有関係等が計画の樹立、遂行に適していること。

(イ) 区域

集団施設地区の区域は、地形、植生等の自然条件を勘案しつつ、利用及び管理のための施設の種類と規模に応じて定めるものとする。

(ウ) 整備方針

集団施設地区内の各区域の特性を考慮して設定された整備計画区ごとに整備方針を定めるものとする。ただし、地区全域にわたる道路、給排水施設等の基盤施設については、施設ごとに定めるものとする。

- a 整備計画区の設定に当たっての留意事項は、以下のとおりとする。
 - (a) 地区内の自然条件、利用形態、設けようとする施設の種類又は内容等に着眼して設定すること。
 - (b) 原則として整備方針の異なる計画区ごとに設定することとするが、整備主体が単一である場合等で複数の整備計画区を設定する必要性に乏しい地区については、地区全体を一つの整備計画区としてもよいこと。
- b 整備方針は、以下の内容について定めるものとする。
 - (a) 当該整備計画区の性格、機能及び整備目標
 - (b) 設けようとする施設の種類及び配置等
 - (c) (必要に応じ) 整備に当たっての基本方針、配慮事項等

イ 利用施設

利用施設については、単独施設（道路及び運輸施設以外の利用施設をいう。）、道路及び運輸施設に区分して定めるものとする。

各施設の定義及び計画上の留意事項は、別表のとおりとする。ただし、道路（車道、自

転車道及び歩道)、宿舎及び運輸施設のうち鉄道及び索道についての留意事項は、以下のとおりとする。

(ア) 道路(車道)

- a 車道は、公園利用の特性に見合った利用者の流れを確保するための手段として
 - (a) 公園利用地点への連絡
 - (b) 公園の主要利用地点相互間の連絡
 - (c) 車窓又は車道沿線の特定地点からの景観鑑賞のいずれかの機能を有するものを定めるものとする。
- b 車道の新設に当たっては、公園利用上からみて必要性が明らかなものに限るとともに、計画に当たっては、地形、地質、気象、動物、植物等に関する調査を行い、原則として次に掲げる地域を通過するもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くものとする。
 - (a) 原生的自然環境を保持している地域
 - (b) 高山帯、亜高山帯、急傾斜地、崩壊しやすい地形・地質の地域等緑化復元の困難な地域
 - (c) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域
 - (d) 特別保護地区及び特別保護地区に準ずる優れた景観を保持している地域
- c 計画に定める車道は、公園内にある車道のすべてを対象とする必要はなく、公園利用の機能が多少認められても、他の機能がより強いものは対象としない。例えば、地域住民の生活や諸産業の振興のみに資するための車道や、二以上の主要都市を連絡するような主要幹線道路(高速道路、国道、主要地方道等及びこれらのバイパス)は、公園内を通過することとなっても公園計画には定めないものとする。

(イ) 道路(自転車道)

自転車道については、その特性及び自転車道の整備に伴う自然破壊や徒歩利用への障害等につき、慎重に配慮しつつ、特に次の事項に留意して定めるものとする。

- a 原則として次の地域には計画しないこと。
 - (a) 第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(ア)・bに掲げる地域
 - (b) 河川敷、海浜、湖岸等の水辺の地域
- b 計画される地域の現地形が、平坦地又は緩傾斜地であること。
- c 自転車道の整備により、徒歩利用の安全性及び快適性が妨げられるおそれがないこと。
- d 計画に定められた車道に附帯される自転車道については、自転車道としては計画しないものとし、自転車道と歩道の両機能を一本の道路で共用するものについては自転車道として計画すること。

(ウ) 道路(歩道)

- a 歩道を定めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - (a) 利用の質及び量、自然性、眺望、既存ルート等を総合的に勘案し、適切なルートを設定すること。
 - (b) 高度の登山技術又は深い経験を必要とする専門的な登山ルート(ロッククライミング、沢登り、藪こぎ、山スキー等のいわゆるバリエーションルート)は計画し

ないこと。

(c) 原則として、歩道専用路について定めることとするが、歩道専用路以外の道路であっても、歩道専用路と連続して一体として利用するため、案内標識、解説施設等の整備を要するものについては、この限りでないこと。また、クロスカントリースキー、乗馬利用等の用にも供される道路の場合、徒歩利用の安全性及び快適性を妨げない場合に限る。

(d) 上述の徒歩利用以外の利用が想定される場合については、その旨整備方針に明記すること。

b 歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層や自然条件等、地域の特性に見合った徒歩利用を確保するため、園地計画に基づく園地内の移動、散策等のために整備される「園路」との機能分担に留意しつつ、次の分類に沿って計画するものとする。

(a) 探勝歩道

(b) 登山道等

c 歩道分類毎の定義と留意事項を以下に示す。

(a) 探勝歩道

自然観察、自然探勝を行うための徒歩利用の用に供される歩道をいう。特別な経験や技術を持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と良質な自然体験の確保に十分留意するものとする。

(b) 登山道等

登山若しくは自然海岸の縦走など、自然との深いふれあいのための徒歩利用の用に供される歩道をいう。地域特性を踏まえ、読図能力などの相応の経験と技術、体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と適正利用の観点からの必要最小限の整備を実施するものとする。

※ 園路

公園利用者の園地内の移動、散策、自然観察等のための徒歩利用の用に供される施設をいう。多様な利用者層を想定し、自然環境の保全への十分な配慮を行った上で、快適性、安全性を一定程度確保するものとする。必要に応じて、路面舗装やバリアフリー化を進めるものとする。

(エ) 宿舎

宿舎を定めるに当たっては、次の事項に留意するものとする。

a 計画に定める宿舎は、公園内に現に存在し、又は将来設置が見込まれる宿泊施設のすべてを対象とするものではなく、適正な公園利用を増進するうえで必要不可欠なもののみを対象とするものであること。

b 自然環境が良好に保たれており、快適な利用を行うことができる地区であること。

c 土地所有関係等が、計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地区であること。

(オ) 避難小屋

避難小屋は、山岳等の厳しい自然的条件下における適正な公園利用を推進するうえで必要な場合に、登山者等の最低限の安全を確保する避難施設として定めるもの

とする。

(カ) スキー場

a スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力を持っているので、新設されるスキー場の計画を定めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(a) 特別保護地区又は第1種特別地域外の地域であること。

(b) 地形、地質、気象、動物、植物等に関する調査を行い、原則として次に掲げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。

① 野生植物の生育地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域

② 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域

③ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

④ 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地又は湿原等の人為の影響を受け易い地域

⑤ 利用者の主要な眺望対象となっている地域

(c) 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。

(d) 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。

(e) 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

b 鉄道、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第1号に規定する普通索道及び同条第2号に規定する特殊索道（滑走式のものを除く。）を設ける場合はスキー場とは別に計画するものとするが、特殊索道のうち専らスキー場事業の用に供するものについてはスキー場として計画するものとし、スキー場事業専用の普通索道は、スキー場を含めて計画しても差し支えないこと。

c 屋内スキー場、人工グラススキー場等の人工的なスキー場、競技専用スキー場、高度のスキー技術を必要とするスキー場等の特定の利用者を対象とするスキー場は計画しないこと。

(キ) 運輸施設（鉄道及び索道）

鉄道及び索道（専らスキー場事業の用に供する特殊索道を除く。）（以下「鉄道等」という。）は、①公園の主要展望地点への到達、②搬器上又は車窓からの景観鑑賞等の機能を有するものについて定めるものとするが、他の運輸施設に比して、公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているため、計画を定めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

a 新設される鉄道等については、特別保護地区及び第1種特別地域並びに原則として第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(カ)・a・(b)に掲げる地域には計画しないこと。

b 次のいずれにも該当する場合に限ること。

(a) 多数の利用者を運搬しても特別保護地区及び第1種特別地域並びに第

4・Ⅲ・1・(2)・イ・(カ)・a・(b)に掲げる地域の風致景観の保護上

重大な支障がない場合

- (b) 道路の新設又は改良を行う場合よりも、地貌の変更の程度が少ないと認められる場合
- (c) 乗降地に、多数の利用者を収容することができる広場、園地、展望施設等を合理的に配置することができる適地を有する場合

2 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画は、シカ、オニヒトデ等による食害の深刻化、他地域から侵入した動植物による在来の動植物の駆逐等による生態系への被害が予想される場合、その被害を未然に防止することを目的に予防的な観点から必要な取組を行うとともに、生態系への被害が生じている場合には、生態系が完全に損なわれてしまう前に迅速な対応を講じることにより、更なる被害の拡大を食い止め、当該生態系本来の姿へと早期に回復を図っていくことが必要な場合に定めるものとする。

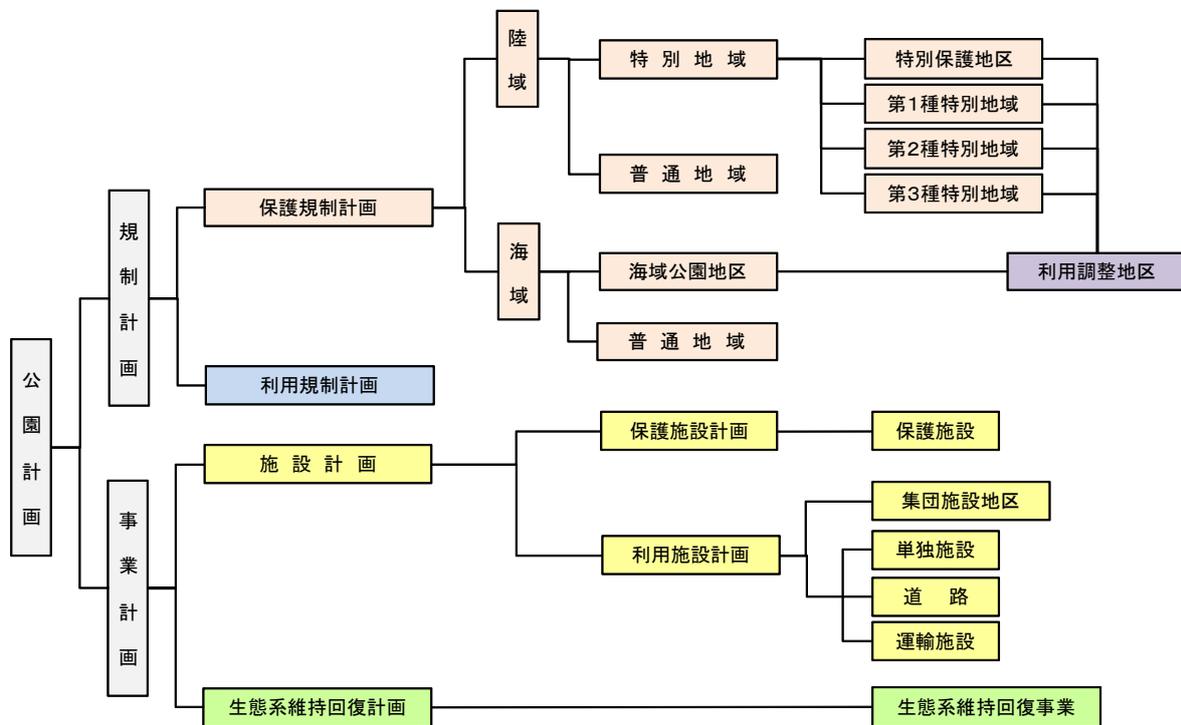
生態系維持回復計画については、対象とする生態系の現況を踏まえ、名称、位置、事業の実施方針等を定めるものとする。

第5 公園計画等の見直し

公園区域及び公園計画の見直しについては、「国立公園の公園計画等の見直し要領」（平成25年5月17日付け環自国発第1305174号自然環境局長通知）によるものとする。

(別図)

公園計画体系図



(別表)

法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項

法施行令（以下単に「令」という。）第1条に掲げる各施設の定義は、次表のとおりとする。なお、次表に掲げる各施設には、令第1条に掲げる施設であって当該施設に附帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設（以下「附帯施設」という。）を含むものとする。

1 利用施設

令第1条	番号	施設名	定義	計画上の留意事項
第1号	1	道路 (車道)	自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。	第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(ア) 参照。
	2	道路 (自転車道)	公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。	第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(イ) 参照。
	3	道路 (歩道)	公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。	1 第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(ウ) 参照。 2 同一敷地内に起終点がある道路密度の高いものは園地における園路とする。
	4	橋	河川、湖沼等の水面、低地又は他の交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。	
第2号	5	広場	乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。	
	6	園地	公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。	もっぱら水泳又は潜水を行うために設けられる施設は水泳場とする。

第3号	7	宿舎	公園利用者の宿泊の用に供される施設をいう。	<p>1 第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(エ) 参照。</p> <p>2 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する「旅館業」を営む施設は原則として宿舎とする。</p>
	8	避難小屋	公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる避難施設をいう。	<p>1 第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(オ) 参照。</p> <p>2 避難時以外の宿泊利用を目的とする施設は宿舎とする。</p>
第4号	9	休憩所	公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設(主に休憩舎等の建築物をもつもの。)をいう。	休憩所の一部として整備する公園利用に係る情報提供施設及び解説員研修施設等を含むものとする。
	10	展望施設	公園利用者が自然の風景を眺望するために設けられる施設(展望台、あずまや、海中展望塔等の工作物をもつもの。)をいう。	
	11	案内所	公園利用者の利用コース、興味対象等について教示案内するために設けられる施設(案内事務所及びこれに併設される解説員研修施設等の建築物をもつもの。)をいう。	
第5号	12	野営場	公園利用者の野営の用に供される施設(テントサイトのほか、これに併設される簡易な宿泊施設、炊事場、野外炉、給水施設、便所等を含む。)をいう。	

13	運動場	公園利用者が、主に野外においてスポーツを行うために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。	<ol style="list-style-type: none"> 1 舟遊場、スキー場及び乗馬施設以外の施設をいう。 2 周辺の風致景観及び利用状況と調和する場合に限る。 3 屋内運動施設（体育館、屋内プール、屋内スケート場等。）のみの場合は含めないものとする。
14	水泳場	公園利用者が野外において、水遊び、水泳又は潜水利用を行うために設けられる施設をいう。	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の季節にピクニック、休憩、散策等に利用されている場合は、園地としても差し支えない。 2 自然的条件からみて、管理施設及び便益施設（脱衣、休憩、洗身等のための施設）を設置することができるものに限る。 3 屋内プールは含めないものとする。
15	舟遊場	公園利用者が自然の水面を利用して舟遊びを行うために設けられる施設をいう。	マリーナは舟遊場とする。
16	スキー場	公園利用者のスキーの用に供されるコース、ゲレンデ等の滑走面又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条に規定する索道等の施設をもつ一定の土地の広がりをもつものをいう。	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4・Ⅲ・1・（2）・イ・（カ）参照。 2 スキー場の一部として整備するクロスカントリースキー利用の用に供される道路（歩道）を含むものとする。

	17	スケート場	公園利用者のスケートの用に供される天然又は人工の氷面をもつ野外の施設をいう。	屋内スケート場は含めないものとする。
	18	乗馬施設	公園利用者の乗馬の用に供される施設（厩舎、馬けい場、馬場等）をもつ一定の土地の広がりをもつものをいう。	
第6号	19	車庫	公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を収容保管するために設けられる施設をいう。	
	20	駐車場	公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。	
	21	給油施設	公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等に燃料を供給するために設けられる施設をいう。	
	22	昇降機	展望等のために公園利用者の昇降輸送の用に供される施設をいう。	昇降機によらなければ、適正な公園利用を行うことができないと認められる場合に限る。
第7号	23	運輸施設 (自動車運 送施設)	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、公園利用者を運送する事業(一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業)を営むための施設(旅客自動車専用自動車道等)をいう。	第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(キ)に準ずるものとする。

24	運輸施設 (船舶運送施設)	海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業及び同法第44条の規定により、同法の規定が準用される船舶運航の事業(公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設をいう。	
25	運輸施設 (水上飛行機運送施設)	航空法(昭和27年法律第231号)第2条第16項に規定する航空運送事業(水上飛行機を使用し、公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設をいう。	水上飛行機によらなければ、適正な公園利用を行うことができないと認められる場合に限る。
26	運輸施設 (鉄道運送施設)	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定による許可を受けて営まれる鉄道事業(公園利用者を運送するものに限る。)を営むための施設(駅舎、駅前広場、駐車場等を含む。)をいう。	第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(キ)参照。
27	運輸施設 (索道運送施設)	鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条に規定する普通索道事業及び特殊索道事業(専らスキー場事業の用に供するものを除く。)のうち、公園利用者を運送する事業を営むための施設(駅舎、駅前広場、駐車場等を含む。)をいう。	第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(キ)参照。
28	運輸施設 (一般自動車道)	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第5項に規定する自動車道事業を営むためのものであって公園利用者の自動車利用の用に供される施設(一般自動車道等)をいう。	1 専用自動車道路は自動車運送施設とする。 2 第4・Ⅲ・1・(2)・イ・(ア)に準ずるものとする。

	29	運輸施設 (係留施設)	公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設(棧橋、浮棧橋、岸壁、物揚場等)をいう。	専用棧橋は船舶運送施設に含めるものとする。
第8号	30	給水施設	公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設(取水井、貯水池、給水管等)をいう。	1 居住者のみを対象とした施設は含めないものとする。 2 宿舎、園地等個々の施設に付帯させるのではなく、特定の地区又は複数の施設に給水するため設けられるものとする。
	31	排水施設	集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。	1 居住者のみを対象とした施設は含めないものとする。 2 宿舎、園地等個々の施設に付帯させるのではなく、特定の地区又は複数の施設からの排水を処理するため設けられるものとする。
	32	医療救急施設	公園利用者の急病又は遭難その他突発的な事故による負傷等に対して救急的診療処置を行うために設けられる施設をいう。	季節的に開設される場合も含むものとする。
	33	公衆浴場	保健休養のために温泉等を利用して、公園利用者の入浴の用に供される施設をいう。	
	34	公衆便所	公園利用者の用に供される便所をいう。	

	35	汚物処理施設	<p>集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において、し尿又はごみその他の廃棄物を集積又は処理するために設けられる施設をいう。</p>	<p>1 居住者のみを対象とした施設は含めないものとする。</p> <p>2 宿舎、園地等個々の施設に付帯させるのではなく、特定の地区又は複数の施設からのし尿又はごみその他の廃棄物を集積又は処理するために設けられるものとする。</p>
第9号	36	博物館	<p>博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する公園利用者の用に供される博物館であって、主にその公園における自然、歴史、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示するために設けられる施設をいう。</p>	
	37	植物園	<p>主としてその公園の地域固有の植物を一区画の中で、できるだけ自然の生態のまま公園利用者に観察させるために設けられる施設をいう。</p>	
	38	動物園	<p>主としてその公園の地域固有の動物を一区画の中で、できるだけ自然の生態のまま公園利用者に観察させるために設けられる施設をいう。</p>	
	39	水族館	<p>主としてその公園の地域固有の魚類、両棲類その他の水生動物を公園利用者に観察させるために設けられる施設（海中展望塔を含む。）をいう。</p>	

40	博物展示施設	主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。	
41	野外劇場	公園利用者に対する解説活動又は利用者の娯楽、団らんの用に供される野外施設をいう。	

2 保護施設

令第1条	番号	施設名	定義	計画上の留意事項
第10号	1	植生復元施設	植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。	災害又は公園利用者の過剰利用その他の理由により、衰退しているか又はそのおそれのある自然植生を対象とする。
	2	動物繁殖施設	公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖又は生息数の維持を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設、野生復帰施設等）をいう。	1 生息環境の悪化その他の理由により、生息数が減少しているか又はそのおそれのある特定の野生動物を対象とする。 2 釣魚施設は含めないものとする。
第11号	3	砂防施設	公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。	

	4	防火施設	森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。	
第12号	5	自然再生施設	損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。（自然再生の対象地を含む。）	災害又は人為その他の理由により、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を対象とする。